

②利■自肅牧草地のロータリー耕、ブラウ耕施工による除染

宮城県「牧草地の除染に関する生産者説明会資料」から抜粋

1. 宮城県牧草地除染の取り組み方針

(2) 草の利用 ■肅を要請した根拠

平成24年2月に、牛用飼料の暫定許容値が100ベクレル（従来の1/3、繁殖牛は1/30）に引き下げられました。これを受け、平成23年産の保管牧草を検査したところ、暫定許容値を超える牧草が多数確認されました。このため、平成24年3月2日に、県内のほぼ全域を対象として牧草の利用自肅を要請しました。

(3) 除染の推進体制

農協等生産者団体、公益法人である社団法人宮城県農業公社、市町村と連携協力体制を構築し、生産者の協力を得て除染を進めます。

(6) 除染方法

■県等の試験研究機関で試験され効果が確認公表されている方法によるものとし、具体的には反転耕（ブラウ耕）または耕起（ロータリー耕）のいずれかの方法とします。

2. 除染が必要な理由

(2) 除染が必要な理由

○放射性セシウムは草地土壌の表層に多く存在します。牧草が汚染される原因は、牧草が土壌表層（リター・ルートマット）の放射性セシウムを根から吸収したり、収穫作業（反転・集草）時に土壌表層の放射性セシウムが収穫牧草に混入するため、土壌表層にある放射性セシウムを除染により低減・除去しない限り、牧草が汚染されるリスクが継続します。

3. 除染の方法

(1) 除染作業とその効果

①反転耕（ブラウ耕）

ブラウを使った反転耕起は、表層に集積している放射性セシウムを下層に埋設し、汚染されていない下層土を表層に反転することで、牧草の放射性セシウムの吸収を抑制します。

②耕起（ロータリー耕）

ロータリーを使った耕起は作土層の土壌を攪拌し、表層に沈着した放射性セシウムを拡散・希釈することにより、濃度を薄めるとともに土壌に吸着させ、牧草への吸収を抑制します。



2. 風評被害払拭に向けた取り組み状況

●P R等広報対策

・宮城県産農畜産物のP R・リスクコミュニケーション ～農産物フェア等に積極的に企画または参加

“食べてもらう、買ってもらう”

～農業県として知事のトップセールスも重要

・安全審査・検査の徹底

～■・行政等関係機関による放射能に対する正確な情報の提供

～農林水産物検査結果の公表の継続（HP、新聞等）

～25年産米の検査対象 31,000点以上

